

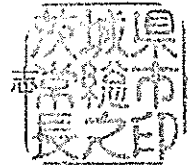


常総市告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月7日

常総市長 神 達 岳



1 都市計画の種類

水海道都市計画土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

常総市三坂町字六畝町の一部，字卯ノ起の一部及び字向町の一部並びに三坂新田町字前田の一部，字向田の一部，字浦田の一部及び字沖田の一部

3 縦覧場所

常総市都市建設部都市計画課

水海道都市計画 土地区画整理事業の決定（常総市決定）

都市計画 常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業を次のように決定する。

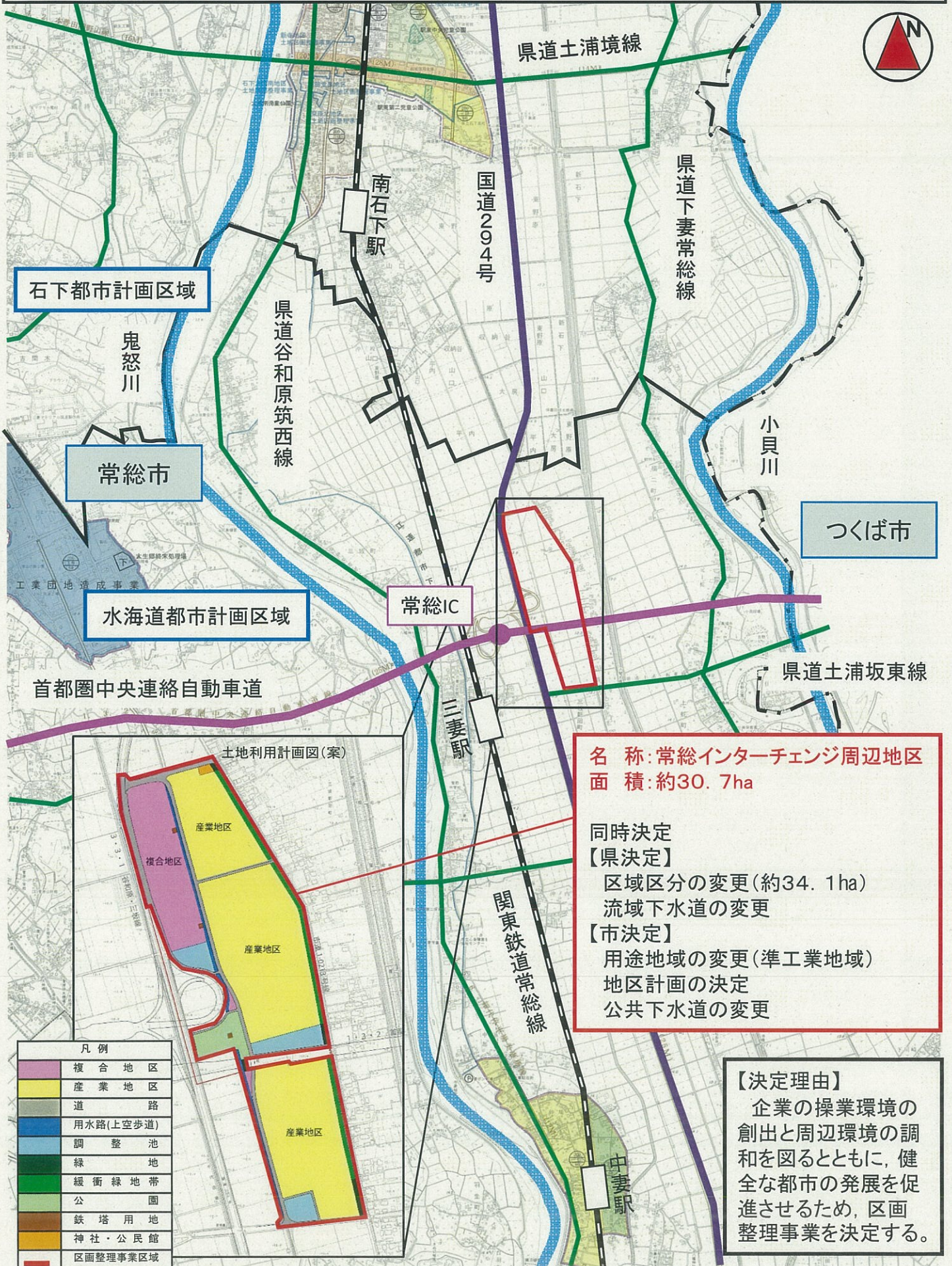
名 称	常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業	
面 積	約 30.7ha	
公共施設の配置	道路	道路については、地区内を南北方向に縦断する区画道路を基本とし、地区内の街区構成や周辺環境への影響等を考慮して適宜区画道路を配置する。
	公園及び緑地	公園及び緑地については、地区の街区構成や周辺環境への影響などを考慮して適切に配置する。 公園の面積は、施行区域面積の3%以上を確保するものとする。
	その他の公共施設	地区内の雨水排水については、地区内の調整池に流入させたのち、流量調整を行い、地区内を流下する百間堀川へ放流する。汚水排水については、鬼怒小貝流域下水道により処理する。 上水道については、常総市上水道から給水を受ける。
宅地の整備	<input type="checkbox"/> 土地利用 高生産性の農業エリアと連動した農業との融合による産業団地の創出及び市全域の6次産業化の拠点の形成を目指すため、加工・流通・販売を集積した複合型土地利用を計画する。 <input type="checkbox"/> 街区の規模 上記の土地利用計画に基づき、有効利用が図られるよう、適正な街区規模を設定する。 <input type="checkbox"/> 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。	

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由：市街化区域編入に併せ、適正な盛土高の検討や道路整備等により防災面での強化を図り、参入企業の操業環境の創出や周辺環境との調和を図るとともに、安全安心で健全な都市の発展を促進させるため、本案のとおり土地区画整理事業を定めるものである。

(常総市決定)

水海道都市計画 土地区画整理事業の決定(常総インターチェンジ周辺地区)



県道土浦境線

県道下妻常総線

国道294号

南石下駅

県道谷和原筑西線

石下都市計画区域

鬼怒川

常総市

水海道都市計画区域

常総IC

つくば市

小貝川

県道土浦坂東線

首都圏中央連絡自動車道

三妻駅

関東鉄道常総線

名称:常総インターチェンジ周辺地区
面積:約30.7ha

- 同時決定
- 【県決定】
区域区分の変更(約34.1ha)
流域下水道の変更
 - 【市決定】
用途地域の変更(準工業地域)
地区計画の決定
公共下水道の変更

【決定理由】
企業の操業環境の創出と周辺環境の調和を図るとともに、健全な都市の発展を促進させるため、区画整理事業を決定する。

凡例	
	複合地区
	産業地区
	道
	用水路(上空歩道)
	調整池
	緑地
	緩衝緑地帯
	公園
	鉄塔用地
	神社・公民館
	区画整理事業区域